

平成 19 年 6 月 8 日

金融庁監督局保険課 御中

全国銀行協会
業 務 部

「保険会社向けの総合的な監督指針 一部改正（案）」及び「少額短期保険業者向けの監督指針 一部改正（案）」に対する意見の提出について

平成 19 年 5 月 9 日付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

以 上

「保険会社向けの総合的な監督指針 一部改正案」に対する意見

項番	該当部分	意見・質問
1	-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集 (3)	「種類及び性質等に応じて適切に行う」とは具体的にどのような行為を想定しているか確認したい。
2	-3-3-2 生命保険契約の締結及び保険募集 (3)	ア.「契約概要」の項目(サ)に定める「解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項」とは、解約時に控除される費用の明示またはMVAの計算方法を示すことで足りるのか。
3	-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (9)	変額保険、変額年金保険の場合、顧客に明示する「当該顧客ごとの費用控除後の運用実績」とは、保険関係費用、運用関係費用等を控除した基準日時点の積立金額を記載することで足りるのか。
4	-3-5-1-2 法第100条の2に規定する業務運営に関する措置等 (16)	顧客が理解するための十分な時間が確保されていれば、当該書面の交付日と契約日が必ずしも異なる必要が無いことを確認したい。
5	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則	「保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたっては、…(略)…顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある」と規定されているが、保険会社の委託に基づき募集代理店が保険募集を行う形態の場合は、当該規定は保険会社の管理・監督の下で募集代理店にて顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要があるとの理解で良いか。
6	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	保険会社の委託に基づき(法人)募集代理店が保険募集を行う形態の場合、特定保険契約の販売・勧誘にあたり規定される～の情報を収集する主体は(法人)募集代理店との理解で良いか。
7	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	顧客からの情報収集方法については、顧客からの書面によらず、募集人によるヒアリングによるもので良いか。
8	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	顧客からの情報収集については、以下の理由により、各保険会社が個別に定める書面では対応できない可能性がある。 代理店が複数の保険会社の商品を取り扱う場合、各保険会社がそれぞれ異なる書面を定める可能性が高いこと 保険商品以外の金融商品を取り扱う代理店にあっては、保険会社が作成した書面だけでは不十分となる可能性があること 顧客からの情報収集方法については、代理店が独自に作成した書面を使用するという点で良いか。
9	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	適合性の原則の確認のためには、保険の勧誘の段階で、生年月日までを収集するのは本人確認資料によらずとも良いこと、必ずしも生年月日ではなく「年齢」を収集することで足りることとしていただきたい。
10	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	顧客適合性を見極めるために顧客より「収入」の状況について情報収集するとあるが、顧客より申告を拒否された場合は、その限りではないと考えても良いか。
11	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	金融商品取引契約とは、金融商品取引法が適用される商品に限定して問題ないことを確認したい。
12	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	聴取すべき「過去の金融商品取引契約の締結及びその他投資性金融商品の購入経験の有無及びその種類」とは、具体的には何を指すのか。 例えば、「株式」「公社債」「投資信託」「変額(年金)保険・外貨建て保険」「外貨預金」などの購入経験について、他社での経験も含めて、「経験なし」「経験1年未満」「経験3年未満」「経験5年未満」「経験5年以上」のいずれに該当するかを聴取するといった程度の対応で足りるか。
13	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	特定保険契約の販売・勧誘にあたり収集すべき顧客情報として、「既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定保険契約の保険料に充てる場合は、当該金融商品の種類」とあるが、 本情報を収集する目的は何か(特に、満期金について)。 「金融商品の種類」とは、例えば、「公社債」「投資信託」という程度で良いか。 他社で既に締結されている金融商品についても対象となるのか。

14	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	書面にて顧客から情報を収集する場合、「意向確認書面」と情報収集のための書面は一体のもので良いか。
15	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	代理店で独自に書面を作成し、顧客に記入いただく場合、独自書面の顧客のニーズと「意向確認書面」の顧客ニーズは、顧客から聴取した時期が異なる場合等、必ずしも一致しない可能性がある。 上記独自書面の顧客のニーズと「意向確認書面」の顧客ニーズは、必ずしも一致している必要はないとの理解で良いか。
16	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	『顧客のニーズに関する情報については、 - 3 - 5 - 1 - 2(17) 「意向確認書面の記載事項」も参照し、適切に収集すること』と規定されているが、特定保険契約の販売・勧誘行為の中で情報収集した上で、非特定保険契約の販売・勧誘と同様に申込時に顧客と募集人とで作成する「意向確認書」面上で双方確認することで足りるとの理解で良いか。
17	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (1)	その他必要と認められる事項には、具体的にどのような項目を想定しているか確認したい。
18	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (2)	『保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、顧客から収集した(1)の情報の内容に則した適切な勧誘を行っているか』とあるが、情報収集を順次行いながら適切な勧誘を行い、最終的に全項目についての情報収集が完了したうえで販売(=申込受付)していることが確認できればよいとの理解で良いか。
19	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (3)	「(1)の情報の内容に照らし、顧客に相当と考えられる商品を推奨する」とは、お客さまのご意向を踏まえたいわゆるコンサルティング営業を徹底することを求める趣旨であることを確認したい。
20	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (3)	取扱ができる商品が異なるため、保険会社と代理店で適合性判断が一致しない場合があると考えられる。 適合性判断にあたって、保険会社と代理店でその取扱いが異なっても問題ないか。 例えば、顧客に説明する「当該特定保険契約が顧客に相当と考えた理由」については、あくまで代理店の判断により相当と考えた理由を説明すれば良い旨を明確化していただきたい。
21	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (4)	当該顧客に理解されるための説明は、パンフレット・設計書等、「契約締結前交付書面」以外の書面を用いた説明でも問題が無いことを確認したい。
22	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (5)	保険会社の委託に基づき(法人)募集代理店が保険募集を行う形態の場合、 に規定される体制は保険会社の管理・監督の下(法人)募集代理店にて整備することで問題ないか。
23	-3-5-1-3 特定保険契約における適合性原則 (5)	銀行窓販の場合、保険会社が保険募集人に対して当該体制を整備するとは、顧客から収集した適合性判断に必要な情報を記載した書面の写し等を募集代理店である銀行にて保管し、必要に応じて保険募集人が参照できる手当てを行うことで問題ないか。

以上